

公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針 改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>I 検査の基本事項 (中略)</p> <p>2. 検査対象先 審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。</p> <p>(1) 協会 (法第 46 条の 12 第 1 項) (2) 監査事務所 (法第 49 条の 3 第 2 項) (3) 監査事務所が行う法第 2 条第 1 項の業務に関係のある場所 (法第 49 条の 3 第 2 項)</p> <p>なお、上記に対する検査権限は、法第 49 条の 4 第 1 項の規定により、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第 2 項の規定により審査会に委任されている。<u>ただし、法第 49 条の 4 第 2 項第 1 号 (注 1) 及び第 2 号 (注 2) に掲げる権限に限られる。</u></p> <p><u>(注 1) 同項第 1 号の権限 協会が行う監査事務所における監査証明業務の運営の状況の調査結果の報告に関して行われるもの</u></p> <p><u>(注 2) 同項第 2 号の権限 監査事務所が、前述 (注 1) の調査を受けていないこと又は同調査に協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合において、当該監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもの</u></p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則 (中略)</p> <p>(3) 基本原則 (中略)</p> <p>② 目的の認識 (中略)</p>	<p>I 検査の基本事項 (中略)</p> <p>2. 検査対象先 審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。</p> <p>(1) 協会 (法第 46 条の 12 第 1 項) (2) 監査事務所 (法第 49 条の 3 第 2 項) (3) 監査事務所が行う法第 2 条第 1 項の業務に関係のある場所 (法第 49 条の 3 第 2 項)</p> <p>なお、上記に対する検査権限は、法第 49 条の 4 第 1 項の規定により、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第 2 項の規定により審査会に委任されている。</p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則 (中略)</p> <p>(3) 基本原則 (中略)</p> <p>② 目的の認識 (中略)</p>

現 行	改 正 案
<p>監査事務所は品質管理のシステムを適切に整備・運用しなければならず、審査会は、これを検証する立場にある。</p> <p>(中略)</p> <p>II 検査実施手続等</p> <p>(中略)</p> <p>1. 全般的留意事項</p> <p>検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>III 検査結果等の取り扱^い等</p> <p>1. 検査結果等の取^り扱^い</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 検査結果及び検査関係情報(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 被監査会社の監査役等に対して、次の内容を書面で伝達する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要 ・被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘 	<p>監査事務所は品質管理システムを適切に整備・運用しなければならず、審査会は、これを検証する立場にある。</p> <p>(中略)</p> <p>II 検査実施手続等</p> <p>(中略)</p> <p>1. 全般的留意事項</p> <p>検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとし、必要に応じ、リモート検査(監査調書等の閲覧や社員・職員に対するヒアリングをオンラインで実施する検査)と対面での検査を併用して実施することとする。</p> <p>(中略)</p> <p>III 検査結果等の取扱^い等</p> <p>1. 検査結果等の取扱^い</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 検査結果及び検査関係情報(注¹)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 被監査会社の監査役等及び取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役に^対して、次の内容を書面で伝達する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所の品質管理システムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要 ・被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘

現 行	改 正 案
<p>の有無及びその内容</p> <p>(中略)</p> <p>(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>V 施行日 <u>(追加)</u></p>	<p>の有無及びその内容</p> <p><u>c. 大手監査法人(注2)が、所属するグローバルネットワークからの要請に基づいて、被監査会社名を秘匿化した上で、以下の内容を開示する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 検査結果通知書全文</u> <u>・ 監査事務所の品質管理システムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要</u> <u>・ 検査で選定された個別監査業務の数又は指摘のあった個別監査業務の数</u> <u>・ 個別監査業務に関する項目別の指摘事項の記載事項又は当該項目別の指摘事項の数</u> <p>(中略)</p> <p>(注1) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。</p> <p><u>(注2) 審査会では、監査事務所をその規模に基づき分類しており、大手監査法人は、上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本指針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC Japan 有限責任監査法人の 4 法人を指す。</u></p> <p>(中略)</p> <p>V 施行日 <u>(改正)</u></p> <p><u>本基本指針は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、同日以降予告する(無予告の場合は、立入検査に着手する) 検査について適用する。</u></p>